

令和3年6月30日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
代表 03-5253-8111

建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と
同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件等の
一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和3年3月31日（水）から令和3年4月29日（木）までの期間において、建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件等の改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※2の個人・団体から合計5件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

【建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成19年国土交通省告示第1274号）の一部改正に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
<p>建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定により国土交通大臣が指定した構造計算の基準が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条各号及び同令第82条の4に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算（以下「ルート1計算同等計算」という。）なのか、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算（以下「ルート2計算同等計算」という。）なのかを法文上区別して規定する必要があるのではないか。</p>	<p>ご意見も踏まえ、平成19年国土交通省告示第1274号第5号においては、施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定により国土交通大臣が指定した構造計算の基準のうち、ルート2計算同等計算として国土交通大臣が指定したものを、平成19年国土交通省告示第832号においては、施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定により国土交通大臣が指定した構造計算の基準のうち、ルート1計算同等計算として国土交通大臣が指定したものを規定することとしました。</p> <p>また、本改正告示の際現に施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定による指定を受けている構造計算の基準については、ルート1計算同等計算として国土交通大臣が指定したものとみなす経過措置を設けることとしました。</p>

施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定により国土交通大臣が指定した構造計算の基準が、ルート1計算同等計算の基準か、ルート2計算同等計算の基準かをどのように判別できるのか。

施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定により国土交通大臣が構造計算の基準を指定する際に、当該構造計算の基準が平成19年国土交通省告示第832号の規定によりルート1計算同等計算の基準であることを指定すること又は平成19年国土交通省告示第1274号第5号の規定によりルート2計算同等計算の基準であることを指定することとし、その旨を指定書に記載することとします。

【確認検査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）の一部改正に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
<p>図書省略認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の基準がルート 2 計算同等計算の基準である場合は、特定建築基準適合判定資格者である建築主事又は法第 77 条の 24 第 1 項の確認検査員が建築確認を行わない限り構造計算適合性判定は必要ということによいか。</p> <p>（計 2 件）</p>	<p>貴見のとおりです。</p>